資料3

第16期 文化審議会 著作権分科会 法制・基本問題小委員会における 当面の検討課題及び検討の進め方について

(関係部分抜粋)

1. 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンシング体制等の在り方

(1)問題の所在

文化審議会著作権分科会においては、これまでも新しい時代に対応した制度等の在り方について随時検討してきた。例えば、「柔軟性の高い権利制限規定」については、平成23年1月の著作権分科会報告書において、把握されたニーズの整理・分析を基に、我が国の法制度との整合性や国民性などの社会的特性等にも配慮する観点から、ある程度権利制限を認める範囲を明らかにした形で権利制限の一般規定を導入することが提言され、これを踏まえた形で平成24年に著作権法の一部改正が行われたところである。

しかし、今日、デジタル・ネットワークの更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境は更なる変化に直面している。具体的には、IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新とともに、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだことを受け、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されており、政府の知的財産戦略本部における議論においても、これを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの構築の必要性が述べられている¹。また、政府の経済財政政策に係る議論においても、これらの技術革新などを活用する「第4次産業革命」を今後の我が国の生産性向上の鍵と位置づけ、これに対応するための知財システムの構築が求められている²。

知的財産戦略本部における議論では、こうした技術革新により創出が期待される新たなサービスの例としては、インターネット上に限らず、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することを目的としたサービスや大量の情報を収集・分析して、分析結果を提供するサービスなどが挙げられるが、今後、この他にも現在想定されていない多種多様なサービスが現れることが想定され、各サービスにおける著作物等の利用態様も様々なものが想定されるとされている。この点、著作物等の利用を巡る社会の要請を明らかにするため、文化庁では昨年7月に広く国民一般に向けて行った「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」を行ったところだが、寄せられたニーズには、上記のような新産業の創出に関わるものをはじめ、様々な目的や利用場面に関わるニーズが寄せられたところである。

これらのことを踏まえ、技術革新など社会の変化に適切に対応できる柔軟性を備えた権利制限規定の整備やライセンシング体制の構築の支援など、多様な政策手段の中から適切なものを組み合わせることにより、新たな時代における著作権制度に対する社会の要請に応えていくことが求められている。

¹ 知的財産推進計画 2016 (平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部)

² 日本再興戦略 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)

³ 知的財産推進計画 2016 (平成 28 年 5 月 9 日知的財産戦略本部)

(2) 本課題に関する検討状況と今後取り組むべき事項

昨年度、本小委員会の下に、本課題について集中的に検討を行う場として、「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置して検討を行ってきた。検討の進め方としては、制度改正の検討を行うためには、問題となっている事実、ニーズの把握をすることが必要との考えの下、前述の「著作物等の利用円滑化のためのニーズの募集」に寄せられた幅広いニーズについて、以下の手順に基づいて検討を行ってきたところである。

- [手順1] ニーズ募集の実施。ニーズの特定。
- [手順2] ニーズを以下の3つのカテゴリに整理。
 - ①権利制限規定の見直しによる対応の検討が必要なもの
 - ②他の政策手段(利用の円滑化方策)による対応の検討が必要なもの
 - ③既に政府において検討中若しくは検討済みのもの
- [手順3] ②他の政策手段による対応の検討が必要なものについて, ニーズの明確性の 観点から分類
- [手順4] ①権利制限規定の見直しによる対応の検討が必要なものについて, (1) ニーズの明確性(2) 正当化根拠(3) 優先度の観点から優先順位付け
- [手順5]優先順位の高いものについて, (1)ニーズの明確性及び(2)正当化根拠 を精査
- [手順6] ニーズが明確であり正当化根拠も肯定される事項について, (3)優先度も 考慮しつつ,権利制限による対応の是非や在り方を検討。その際には,現在及 び可能な限り将来のニーズも考慮し,規定の柔軟性の内容や程度も含めて,最 も望ましいと考えられる制度設計を検討。

昨年度のワーキングチームにおいては、上記手順のうち [手順4] までを完了するとともに、[手順5] に着手した段階である。具体的には、優先的に検討すべきとされたニーズを6つの類型(所在検索サービス、分析サービス、システムのバックエンドでの複製、翻訳サービス、リバースエンジニアリング、その他CPS関係サービス)に分類した上で、ニーズの明確性や正当化根拠に関する議論の検討に着手したところである。

今後は、これらのニーズについて、権利者側からの意見聴取等も経てそれぞれのニーズの明確性や正当化根拠を精査するとともに、必要に応じて他のニーズについても検討を行い、「権利制限ニーズの東」の輪郭や性質をより明らかにすることが求められる。次に、これらの検討結果を踏まえ、今後の広がりや発展性にも留意しつつ、[手順6]に示したように、権利制限による対応の是非や在り方を検討することが必要である。その際、規定の柔軟性の内容や程度を含め、我が国にとって最も望ましい制度設計を検討することが求められるところ、規定の柔軟性の内容や程度の在り方の検討に当たっては、規定が実際に社会にもたらす

効果と影響を考慮して行うことが求められる⁴(「知的財産推進計画2016」(下記参考参照))。

この点に関し、本年5月に開催された著作権分科会(第44回)において、我が国の法体系や環境、社会状況等を含め多角的な視点から効果と影響に関する検討を行うべきなどの意見が複数示された⁵。また、知的財産戦略本部の下に設けられた検討委員会の報告では、柔軟性の検討にあたり、「柔軟性が高まることにより立法を待たずに新たな利用行為に対応できる反面、法規範の予測可能性が低下し法が想定する行動と個人が現実に取る行動との間に乖離が生じやすくなるといった負の側面もあること、裁判に対する意識や司法制度等の海外との違い等の観点から、バランスの取れた仕組みを目指していくことが必要である。」とし、米国のフェア・ユース規定に代表されるような総合考慮型の権利制限規定については、賛否両論あることを紹介した上で、その効果と影響について広い視野で検討を行う必要性を述べている⁶。今後の検討にあたっては、これらの指摘にも留意していくことが適当である。

②(権利制限以外の)他の政策手段による対応の検討が必要なものについては、[手順3]によりまずは明確性の観点からの分類を行ったところであるが、この中で、特にライセンシング環境の充実・改善により課題の解決が見込めるもので政府による支援・関与が適当なものについて、ニーズの特定及びその解決方法を今後検討することが求められる。

さらに,これらの法整備やライセンシング環境の整備が円滑に行われるために,法の適切な運用を図るための方策についても併せて検討することが求められる。

(参考)「知的財産推進計画2016」等における記述

「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日知的財産戦略本部)

1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

<<デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築>>

(イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討)

・デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる。また、柔軟性のある権利制限規定に関連して、予見可能性の向上等の観点から、対象とする行為等に関するガイドラインの策定等を含

_

^{4 「}新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム審議経過報告」(平成 28 年 2 月 24 日)

⁵ 第16期法制・基本問題小委員会(第1回)参考資料6

^{6 「}次世代知財システム検討委員会報告書」(平成 28 年 4 月 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会次世代知財システム検討委員会)11・12 頁。総合考慮型の権利制限規定については、「より広範なイノベーション促進の観点から米国のフェア・ユース規定の考え方を日本に導入するのであれば、当該規定の趣旨を逸脱するような行為をどのように抑止するのか、事後的に侵害が確定した場合に権利者が正当な対価が得られるのか、ライセンスビジネスが存在しうる市場への影響をどのように評価するか、現在の我が国司法制度を前提とした場合に政策的な判断を一定程度司法に委ねることの是非、さらに、既存の個別権利制限規定の射程や一般規定との適用関係といったところまで視野を広げて、制度のあり方について検討を行っていく必要があると考えられる。」とされている。

- め、法の適切な運用を図るための方策について検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- ・サイバーセキュリティに関連する産業の発展に向け、著作権法におけるセキュリティ目的 のリバースエンジニアリングに関する適法性の明確化について、制度的な対応の可能性も 含め具体的な検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)

(円滑なライセンシング体制の整備・構築)

- ・権利処理手続を円滑化し、コンテンツの活用を促進するため、コンテンツ等の権利情報を 集約化したデータベースの整備を官民が連携して分野ごとに進めていく。(短期・中期) (文部科学省、経済産業省)
- ・集中管理による契約スキームやワンストップ窓口となる「音楽集中管理センター」(仮称) 等,民間におけるライセンシングのための環境の整備・構築に係る取組に対して,その具 体化に向け必要な支援を行う。(短期・中期)(文部科学省)

|「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)

第2 具体的施策

- I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等
- 1. 第4次産業革命の実現
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - ii) 第4次産業革命を支える環境整備
 - ②スピード感あるビジネスの新陳代謝の促進
 - ウ) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進
 - ・情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知的財産(以下「知財」という。)の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、必要な措置を講じる【後掲】(「Ⅲ-1.イノベーション・ベンチャーの創出力の強化」において詳細記載)。

Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

- 1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化
- (2) 新たに講ずべき具体的施策
 - iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進
- ①第4次産業革命に対応した知財等の制度整備

IoT・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知財の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。

こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、その対象とする行為等に関するガイドラインの策定、ライセンシング環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。